

公募型プロポーザル方式に関わる手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和6年1月5日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区代田地区地区街づくり計画等策定支援業務委託

(2) 目的

世田谷区では、地元任意組織である代田まちづくり協議会（以下、「協議会」という。）から世田谷区街づくり条例第12条第1項に基づき提案を受けた代田地区まちづくり計画（以下、「地区街づくり計画原案」という。）を踏まえ、同条第3項に基づき、ハード面の「街づくり」とソフト面の「まちづくり」の整理・調整を含む、地区街づくり計画の検討を進めているところである。

本業務では、地区街づくり計画原案の内容を尊重しつつ、協議会との調整並びに街づくり懇談会及びオープンハウス等における地区住民等との意見交換等を行いながら、地区住民等と街の魅力を共有し、良好な住環境の保全等に向けて街づくりの意識醸成を図るためのマスタープランとなる地区街づくり計画の策定を目指す。なお、地区街づくり計画で対応できない事項については協議会と調整を図り、地区住民等が主体的に進められるまちづくりの在り方を検討する必要がある。これらについて、各種支援を行うことを目的とする。

(3) 対象範囲

世田谷区代田1～6丁目全域

(4) 業務内容・工程

業務内容については、プロポーザル後、世田谷区と選定された第一候補者との協議により、企画提案を踏まえ、仕様書を作成し、決定する。次に示す委託概要は、現在、区が予定している業務内容であり、住民等の合意形成を図りながら業務を円滑に進めていくための業務手法について、プロポーザルの提案を含めて調整し決定する。

〈令和6年度 委託概要〉

- ①協議会等との調整支援
- ②地区街づくり計画の検討
- ③街づくり懇談会、オープンハウス等の開催支援（3回程度）
- ④街づくり通信版下原稿作成、印刷、配布（各4回程度）

〈参考工程〉

年度	R5			R6			R7																			
月	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3						
協議会	● 原案提案																									
世田谷区	方向性の整理			調整支援（地区街づくり計画で対応できない事項等）																						
	● まるあるき			計画検討			たたき台作成			素案作成			案作成			縦覧策定										
				懇談会・オープンハウス			説明会																			
	通信配布																	通信配布、パンフレット作成								

(5) 履行期間

契約締結日から令和8年3月まで（単年度契約）

※委託契約は単年度ごとに行い、前年度の履行内容が良好と認められること、予算が区議会で議決され配当されることを条件として、令和7年度の契約を行う。

※契約期間中に事故又は履行不良がみられる場合は、契約を変更又は解除することがある。

2 参加資格

参加資格は、次に掲げる要件を全て満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加者名簿に登録されていること。営業種目「都市計画・交通関係調査業務」を有すること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止（入札禁止）を受けている期間中でないこと。
- (4) 法人税、法人事業税、法人都道府県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (6) 平成26年度以降に、街づくりの計画や地域ビジョンの策定を住民参加で履行した業務の受託実績があること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件担当課が参加表明書の記載内容より、参加表明書を提出した法人の参加資格の有無の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

企画提案書の評価項目は以下のとおりとする。なお、参考見積書は、見積金額と提案内容が妥当であるか確認するためのものとする。

(1) 第一次審査（書類審査）

参加意思表明書及び企画提案書等の提出書類について、次に掲げる審査項目（配点）により書類審査を行い、評価合計点が上位の三社程度を第二次審査対象者として選定する。

①企業実績	(10点)
②予定技術者実績	(10点)
③特定テーマに対する提案	(80点)
④業務実施体制	(10点)
⑤資料作成能力	(20点)
⑥工程計画	(10点)
第一次審査配点	140点

(2) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

企画提案書の内容について、配置予定の管理技術者及び担当技術者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、次に掲げる審査項目により審査する。評価に当たっては管理技術者と担当技術者を総合的に判断する。

- ①専門性と技術力 (20点)
 - ②取り組み姿勢 (20点)
 - ③コミュニケーション力 (20点)
 - ④住民との合意形成、企画力 (40点)
- 第二次審査配点 100点

5 手続等

(1) 事務局（各種書類提出先）

世田谷区北沢総合支所街づくり課（担当：宮田、^{これまつ}是松、大島）
〒155-8666 世田谷区北沢2-8-18（北沢タウンホール11階）
電話：03-5478-8073 FAX：03-5478-8019
窓口受付時間：午前9時から午後5時まで（土、日、祝祭日を除く）

(2) 実施要領兼説明書の配布期間、配布方法

①配布期間

令和6年1月5日（金）から令和6年1月19日（金）午後5時まで

②配布場所等

・上記（1）にて窓口配布

・世田谷区ホームページよりダウンロード

[世田谷区トップページ](#) → [目次から探す](#) → [住まい・街づくり・環境](#) →
[街づくり](#) → [北沢総合支所管内の街づくり](#) に掲載

(3) 質問の受付及び回答

- ①受付期間 令和6年1月23日（火）から令和6年1月30日（火）午後5時まで
- ②提出方法 電子メール
- ③回答日 令和6年2月6日（火）まで
- ④回答方法 電子メール

(4) 企画提案書等の提出

- ①提出期間 令和6年1月23日（火）から令和6年2月20日（火）午後5時まで
- ②提出方法 郵送又は持参

6 失格条項

次の条件のいずれかに該当する場合には、失格となる。

- (1) 提出書類等に虚偽の内容が記載されている場合
- (2) 提案書記載の価格が「提案限度額」の価格を超過した場合
- (3) 選定委員会の委員に本件に関する問合せを行う等の不当な働きかけをした場合
- (4) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (5) 提案書の提出後に「2 参加資格」に該当しないこととなった場合
- (6) その他、実施要領兼説明書の記載事項に違反すると認められた場合

7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無：無
- (5) 契約等について
 - ・審査の結果、第一順位の提案者を委託先の第一候補者として、委託内容の詳細について協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。
 - ・本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。
 - ・委託契約の際は、情報セキュリティ及び個人情報保護に関する社内規程又は基準等の提出が必要となる。
- (6) 参加意思表明書、企画提案書等の作成等、本プロポーザルに要する全ての費用は提出者負担とする。
- (7) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (8) 指定した様式、方法によらずに提出された書類は受け付けない。
- (9) 参加意思表明書及び企画提案書等の提出後において、企画提案書等に記載された予定技術者の変更は認めない。ただし、予定技術者の死亡、病休、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の経験と実績を有する技術者であることを前提に、発注者の了承を得なければならない。
- (10) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、選定に関する情報の公表等、区が必要と認める場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (11) 区は、本業務に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (12) 区は、提案書を事業者選定の目的以外で参加者に無断で使用しないものとする。ただし、世田谷区情報公開条例に基づく開示請求により公開する場合がある。
- (13) 手続き等における電子メールでの送受信の際は電話にて送受信の確認を行うこと。